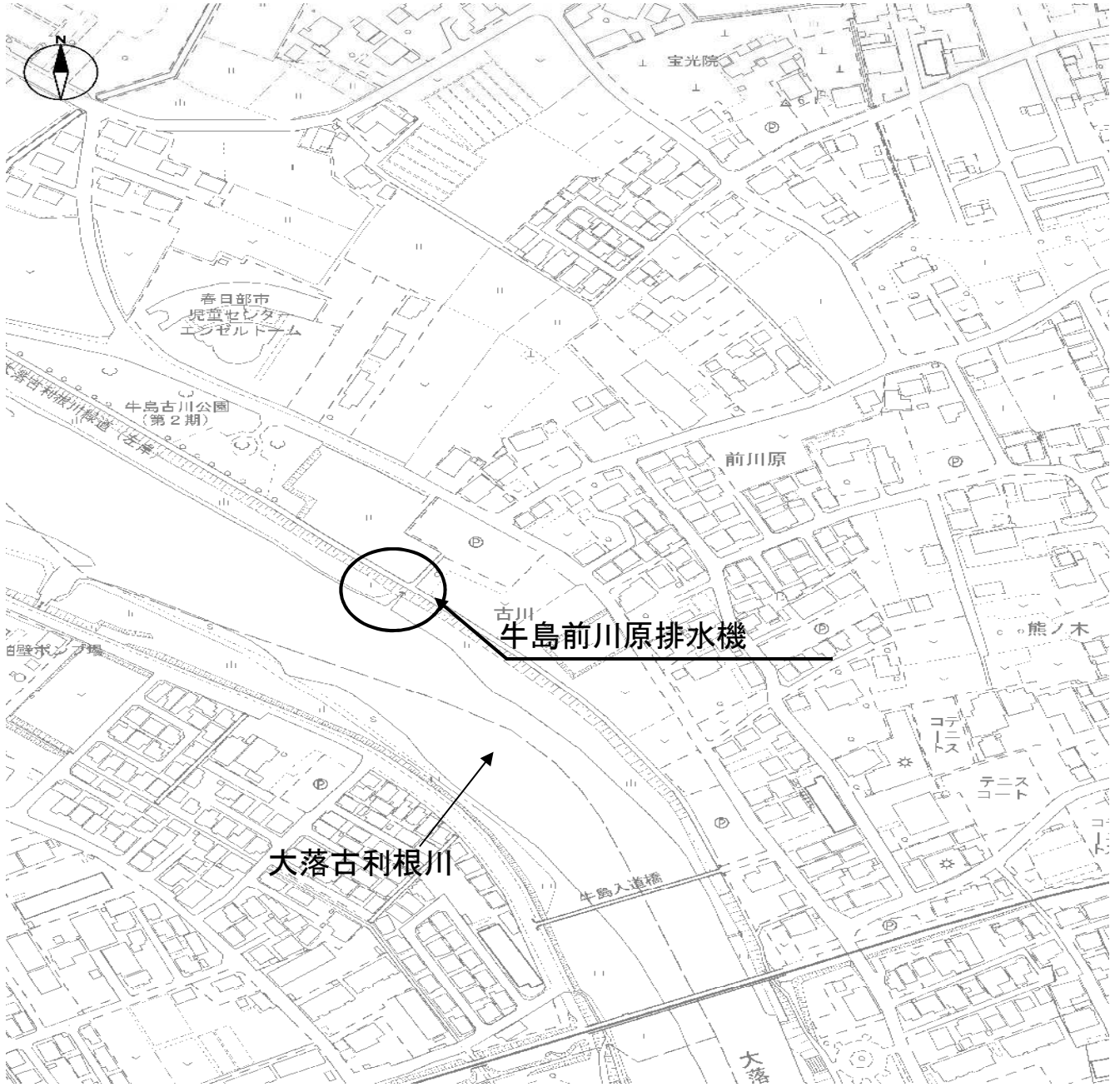


令和8年度

工事仕様書

			課長	主幹	主査	調査	担当
工 事 名	牛島前川原排水機制御盤更新工事						
工 事 場 所	春日部市牛島地内						
路 河 川 名 称							
事 業 名							
工 事 大 要	<p>【電気設備】</p> <p>排水ポンプ制御盤 N = 1 面</p> <p>遠隔監視装置 N = 1 式</p>						

案内図



牛島前川原排水機制御盤更新工事
春日部市牛島地内

変更理由					
備考					
地区	(0001) 県南				
適用年月	(R0805) 令和8年5月				
工期	当初	自		至	
		日数			
	変更			至	
予算担当課					
	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
請負	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
業務コード	大コード		小コード		

本 工 事 費 内 訳 書 (電 気 設 備)

費目・工種・種別・細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費	1	式			
_ 電気設備工事	1	式			
_ _ 機器費	1	式			電-1号代価表
_ _ 直接工事費	1	式			
_ _ _ 輸送費	1	式			電-2号代価表
_ _ _ 材料費	1	式			
_ _ _ _ 直接材料費	1	式			電-3号代価表
_ _ _ _ 補助材料費	1	式			直接材料費×4%
_ _ _ 労務費	1	式			
_ _ _ _ 一般労務費	1	式			電-4号代価表
_ _ _ _ 技術労務費	1	式			電-5号代価表
_ _ _ 複合工費	1	式			電-6号代価表
_ _ _ 直接経費	1	式			
_ _ _ _ 機械経費	1	式			
_ _ _ _ 総合試運転費	1	式			

本 工 事 費 内 訳 書 (電 気 設 備)

費目・工種・種別・細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — — 仮設費		式			
	1				
— — 間接工事費		式			
	1				
— — — 共通仮設費		式			
	1				
— — — 現場管理費		式			
	1				
— — — 据付間接費		式			
	1				
— — — — 据付（技術者）間接費		式			
	1				
— — — — 据付（機器）間接費		式			
	1				
— — 据付工事原価計		式			
	1				
— — 設計技術費		式			
	1				
— — — 設計技術費		式			
	1				
— 工事原価		式			
	1				
— 一般管理費等		式			
	1				
— — 一般管理費等		式			
	1				
工事価格		式			
	1				
— 消費税相当額		式			
	1				
工事費合計		式			
	1				

電気設備

一般労務費

電-4号

費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
電工	人				
			計		

電気設備

技術労務費

電-5号

費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
据付工	人				
電気技術者					
組合試験	人				
電気技術者					
			技術労務費計		

牛島前川原排水機制御盤更新工事

特記仕様書

令和8年度

春日部市河川課

第1章 総則

第1節 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は春日部市河川課(以下、甲という)が発注する下記工事に適用する。

工事名称：牛島前川原排水機制御盤更新工事

工事場所：春日部市牛島地内

(2) 関係法令等の遵守

受注者(以下、乙という)は、工事請負約款、建設業法、労働基準法、労働者災害補償保険法およびその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

(3) 官公署に対する手続き

工事施工のため、必要な官公署に対する手続きは、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

なお、乙はその結果を監督員に報告しなければならない。

(4) 適用規格

- 1) 日本産業規格(JIS)
- 2) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- 3) 日本電機工業会規格(JEM)
- 4) 内線規程
- 5) その他関係法規

第2節 承諾図および完成図書

(1) 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるため、乙は承諾図を提出し監督員の承諾を得てから機器製作に着手しなければならない。

なお、承諾図の提出部数は2部(返却用1部を含む)とする。

(2) 完成図書

完成図書には、承諾図に下記のものを追加し3部提出するものとする。

完成図書の製本については監督員と協議のうえ決定する。

- 1) 試験成績書
- 2) 機器取扱説明書
- 3) その他監督員の指示するもの

第3節 材料

(1) 材料の規格

主な使用材料はすべて日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）、内線規程のいずれかに適用しなければならない。

(2) 使用材料の検査及び承諾

- 1) 工事中材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。
使用材料については、使用前に承諾されたものでなければならない。
- 2) 材料検査に際して、乙はこれに立ち会わなければならない。
立ち会わない場合は、乙は検査に対し異議を申し立てることはできない。
- 3) 検査及び試験のため、使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算定してはならない。
- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷や変質したときは新品と取替え、再び検査を受けなければならない。

第4節 試験および検査

(1) 試験および検査

- 1) 工事完了後は監督員立会いのうえ、総合試験及び各種検査を実施する。
- 2) 機器及び付属品の試験は、工場試験と現場試験に区別して行うものとする。
工場試験は機器製作完了後、その製作工場において実施し、現場試験はすべての機器を現場に据付完了後、各種試験を行うものとする。
なお、各種試験は原則として監督員立会いのうえ実施するものとし、事前に検査日時、検査場所等の必要項目を記入し、監督員に提出することとする。
- 3) 工場検査および試運転は甲への納入品以外のものであってはならない。
- 4) 監督員が必要と認めた場合は、公共又は権威ある試験所、その他の機関の材料試験成績書および検査合格証明書を提出するものとする。
- 5) 工場検査を省略された機器材料についても監督員の指定したものについては、

試験成績書を提出するものとする。

- 6) 機器の試験および検査は原則として監督員の立会いのもとに行うが、当該機器が公認の規格による汎用品である時はその成績表を提出して承諾を受けるものとする。
- 7) 試験に要する費用はすべて乙の負担とする。

第5節 試運転

(1) 試運転

- 1) 工事完了後、現場試験を実施する場合には乙は責任ある専門技術者を現場に派遣し、監督員と打合せのうえ試運転の実施に当たること。
- 2) 試運転実施日および期間については、監督員の指示によるものとする。
- 3) 試運転成績書は速やかにまとめて必要部数を甲に提出すること。
- 4) 試運転調整に要する費用はすべて乙の負担とする。

第6節 調査事項、その他

- (1) 乙は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め、各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

- (2) 産業廃棄物の処理については、関係法令に基づき許可を受けた処分場にて処分を行うこととする。

(3) 処分を証明する下記資料を監督員に提出することとする。

- 1) 収集運搬、最終処分業の許可証の写し。
- 2) 産業廃棄物処理契約書の写し。
- 3) 産業廃棄物処理業者の許可証の写し。
- 4) 処分数量を確認できる資料（マニフェスト管理票）。

第7節 建設廃棄物の再資源化等

(1) 乙は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

(2) 乙は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

(3) 乙は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

(4) 乙は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

第8節 建設発生土の搬出

(1) 建設発生土の受入地は、下記のとおり予定しており、受入地までの運搬距離を仕様書によるものとする。

○ 処分土（浚渫土（固形））

受入地：改良プラント「東武商事株式会社（埼玉県吉川市旭地内）」

※ 乙は、別の改良プラントを選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

※ 本市が発注する工事の処分土（浚渫土）については、同改良プラントが1日

に受入れられる量に限りがあることから、外工事と調整を行った上で搬出するものとする。

○ 処分土（浚渫土（液状））

受入地：改良プラント「東武商事株式会社（埼玉県北葛飾郡松伏町田島東地内）」

※ 受注者は、別の改良プラントを選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

○ 処分土（大型土のうで用いた土）

受入地：改良プラント「株式会社春日部資材（春日部市下大増新田地内）」

※ 乙は、別の改良プラントを選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第9節 法定外の労災保険の付保

(1) 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第10節 情報システムの活用

(1) 本工事は、「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」第3条第1項に基づき、情報共有システムを活用すること。

実施にあたっては、「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」に基づくものとするので予め市のウェブページを参照すること。

○春日部市ホームページ

https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/nyusatsu_keiyaku/seidogaiyo/kensetugyouhatarakikatakakaku/34460.html

第2章 設備工事

第1節 概要

本工事は、牛島前川原排水機の電気設備老朽化に伴い、設備の更新工事を行うものである。

第2節 主要機器構成

- (1) 排水ポンプ制御盤 1面

第3節 工事範囲

- (1) 第2節記載の機器製作
- (2) 第2節記載の機器据付工事
- (3) 機器間の配管、配線工事
- (4) 既設機器の撤去工事
- (5) 試運転調整
- (6) その他上記に伴う諸工事

第4節 機器特記仕様

- (1) 排水ポンプ制御盤
- 1) 数 量 1面
 - 2) 形 式 鋼板製屋外装柱形
 - 3) 寸 法 設計図を参照し承諾図において決定する
 - 4) 盤面取付器具
 - ① 名称銘板 1式
 - ② 交流電圧指示計 1個
 - ③ 交流電流指示計 1個
 - ④ 集合表示灯 1式
 - ⑤ 交流電圧切替器 1個
 - ⑥ 交流電流切替器 1個
 - ⑦ 切替スイッチ 1個
 - ⑧ 操作スイッチ 1個
 - ⑨ 押釦スイッチ 2個

⑩	その他必要なもの		1式
5) 盤内取付器具			
①	配線用遮断器	2P 30AF	2台
②	漏電遮断器	3P 100AF	1台
		2P 30AF	1台
③	電磁接触器		1台
④	カレントコンバータ		2台
⑤	3要素継電器		1台
⑥	不足電流継電器		1台
⑦	進相コンデンサ	100 μ F	1台
⑧	計器用変流器		2台
⑨	補助継電器		1式
⑩	限時継電器		1式
⑪	電源用避雷器		1台
⑫	盤内照明		1式
⑬	換気ファン		1台
⑭	クラウド監視端末装置		1式
⑮	その他必要なもの		1式

6) 監視装置

①クラウド監視端末装置

数	量	1 式
概	要	データセンターへの通信を行うものである。
電	源	AC100～240V(付属 ACアダプター使用)または DC24V (停電バックアップバッテリー内蔵)
O	S	Linux Kernel3.0 以上
機	能	定期及びイベント発生時の状態情報をサーバへ送信機能 SD カードへのデータ一次保存機能 NTP による自動時刻補正機能 遠隔操作機能 ルーティング機能
外部	接続	標準 SIM カードスロット内蔵 microSD カードスロット 2GB 以上 Ethernet 10BASE-T/100BASE-TX RS-232・RS-485 シリアルポート
入出力	数	Di:24 点 / Do:8 点 / Ai:8 量
設置	環境	屋外盤内

	温度：-20℃～75℃ 湿度：5%～90%(結露なきこと)
仕 様	携帯電話網を利用した無線での通信機能 インターネット又はパソコンの LAN 接続にて設定変更 NTP による自動時刻補正機能
付 属 品	無線アンテナ 専用 AC アダプター (AC100～240V) 専用コネクタ (ねじ固定式) 上記に関わるケーブル類
通信料金	通信費は 3G/4G パケット無制限とし、クラウドサーバ 利用料に含むものとする。

②クラウド監視システム

数 量	1 式
方 式	クラウド監視方式
新規監視施設	牛島前川原排水機
概 要	

本システムは、親局を持たず、無線回線や光回線等を使用し、冗長化されたデータセンターに警報や信号を送信するものとする。使用者はインターネット回線を通じて、ブラウザソフトを利用し、汎用パソコンやタブレット端末で現地機器の稼働状態や故障状態を確認出来るものとする。

データセンター

データサーバは、国内二カ所に設置し、データ管理保存及び演算・分析運用を行う。またメール通報可能なものとする。データベース及び閲覧サーバは冗長化され、障害時の復旧を迅速に行える仕組みとする。他機場との一元管理を行うものとする。

監視機能

- ・ログイン画面
 - ID 及びパスワードにて Web ブラウザから監視が可能なものとする。
- ・全体図
 - 地図画面にて施設をプロットし、監視が可能なものとする。
 - また機場が多数になった場合には、階層別に地域をピックアップ出来るものとする。
- ・フロー図
 - 各個別施設の詳細な監視制御を可能とする。
- ・イベント一覧
 - 運転状態や警報状態等を管理する。

- ・トレンド一覧

計測データを管理する。

- ・その他

状態警報表示、瞬時値表示等

帳票機能（日報・月報・年報）

計測、計量の日報・月報・年報を表示します。なお帳票データは10年保存出来るものとし、必要に応じてCSVデータでダウンロード出来るものとする。また天候については自動入力されるものとする。

通報機能

指定された携帯電話、PC、タブレット端末へのメール通報を行うものとする。また、クラウド監視システムで既読を確認出来るものとする。

なお通信が3時間以上途切れた時は、メールにより異常を発報するものとする。

台帳機能

施設単位で簡易な台帳管理機能が備わっていること。

セキュリティ

- ・パスワード制限

ユーザーごとにパスワードを持ち、ログインを制限します。

- ・情報漏洩

ISO27001に準拠し、SSL暗号化信号方式を採用していること。

データ取得周期

- ・状態・計測値 : 5分
- ・異常発生時 : リアルタイム

メンテナンス機能

- ・ユーザー情報及びメールアドレス編集
- ・帳票印鑑欄編集
- ・トレンドグループ

その他機能

- ・伝言メモ機能

フリーなメモスペースがあり、異常時対応等の入力などが行える。

- ・データ提供機能

帳票以外の詳細データをフリーにダウンロードすることが出来る。

専任特例 1号の場合の監理技術者等の配置に係る特記仕様書**(趣旨)**

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 1号の場合の監理技術者等」という。）及び監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 1号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。

(2) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

(3) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(4) 監理技術者等が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。

(5) 下請次数が 3 を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

(6) 当該工事現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(7) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出すること。また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 1号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例 1号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、施

工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例1号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

- 一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。
- 二 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

専任特例 2号の場合の監理技術者の配置に係る特記仕様書**(趣旨)**

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2号の場合の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。
- (5) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

- 2 受注者は、専任特例 2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事である場合は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

工 事 名 牛島前川原排水機制御盤更新工事

数 量 計 算 書

物件名：牛島前川原排水機制御盤更新工事

集計設備（機材内容）

1. 今回 （ケーブル類 材料類 機器類）
2. 撤去 （ケーブル類 材料類 機器類）

機器数量

数量は機器金額入力欄の数量とします

(1) 機器

排水ポンプ制御盤

面 1

材料数量

(*) 印は工量無

(1)	低圧ケーブル	600v-CE 14 sq- 4 c	m	46.2
(2)	低圧ケーブル	600v-CE 14 sq- 3 c	m	9.46
(3)	制御ケーブル	CEE 2 sq- 4 c	m	46.2
(4)	その他電線	IE 5.5 sq	m	5.94
(5)	端末処理材	600v-CE 14 sq- 4 c	組	2 (*)
(6)	端末処理材	600v-CE 14 sq- 3 c	組	4 (*)
(7)	電線管類	G 36 mm (露出)	m	8.36
(8)	電線管類	G 36 mm (埋込)	m	1
(9)	電線管類	G 22 mm (露出)	m	1
(10)	電線管類	G 22 mm (埋込)	m	1
(11)	電線管類	HIVE 16 mm (露出)	m	1
(12)	電線管類	HIVE 16 mm (埋込)	m	1.87
(13)	電線管類	FEP 40 mm (埋込)	m	45.2
(14)	電線管類	FEP 30 mm (埋込)	m	45.2
(15)	接地装置	接地極 φ14*1500	本	2 (*)
(16)	接地装置	接地極用リード端子 φ14用	本	1 (*)
(17)	接地装置	接地埋設標 コンクリート製	本	1
(18)	電線管類	ベルマウス FEP 40φ用	個	1 (*)
(19)	電線管類	ベルマウス FEP 30φ用	個	1 (*)
(20)	電線管類	異種管接続材 H型FEP 40φ用	個	1 (*)
(21)	電線管類	異種管接続材 H型FEP 30φ用	個	1 (*)
(22)	電線管類	ケーブル埋設標 コンクリート製	本	2
(23)	電線管類	ケーブル埋設シート w=300	m	41.4
(24)	電柱装柱材	自在バンド IBT-208	個	7 (*)
(25)	複合工費	コア抜き 壁 125φ	箇所	1 (*)

材 料 数 量

(*) 印は工量無

(26)	複合工費	掘削	m3	13.8 (*)
(27)	複合工費	発生土埋戻し	m3	9.9 (*)
(28)	複合工費	残土処理	m3	4 (*)
(29)	複合工費	山砂	m3	3.9 (*)
(30)	鋼製加工品	中継端子箱取付用鋼材 SUS 80A	式	1 (*)
(31)	その他	引込開閉器箱 W300×H800×D200	面	1
(32)	その他	中継端子箱 W300×H400×D160	面	1
(33)	一般労務費	電 工 (据付)	人	
(34)	技術労務費	技術者 (据付)	人	
(35)	技術労務費	技術者 (組合試験)	人	

今回

材 料 内 訳 表

NO	配線区間 自 至		600v-CE端末処理材			G			G			HIVE			FEP					
			屋外	屋内		14 sq			22 mm			16 mm			40 mm					
						露出	埋込		露出	埋込		露出	埋込		露出	埋込				
1001	200V引込点	引込開閉器箱	2			5.6														
1002	引込開閉器箱	排水ポンプ制	2			1.5														
1004	排水ポンプ制	排水ポンプ				0.5	0.2													
1005	排水ポンプ制	排水ポンプ															41.1			
1006	排水ポンプ制	フリクトレベ							0.5	0.2										
1008	排水ポンプ制	D種接地極										0.5	1.7							
(2/3)	CHK (1- 2)		4			7.6	0.2					0.5	0.2				0.5	1.7		41.1

今回

材 料 内 訳 表

NO	区分	接地装置	同 左	同 左	同 左	電線管類	同 左	同 左	同 左
		接地極	接地極用 リード端子	2 連結打込	接地埋設標	ベルマウス	ベルマウス	異種管接続材	異種管接続材
		φ 14*1500	φ 14用	(歩掛り)	コンクリート製	FEP 40φ用	FEP 30φ用	H型 FEP 40φ用	H型 FEP 30φ用
		本	本	個所	本	個	個	個	個
1003	電気設備							1	
1004	電気設備								1
1005	電気設備					1			
1006	電気設備						1		
1011	電気設備	2							
1012	電気設備		1						
1013	電気設備			1					
1014	電気設備				1				
(1/3)	ZHK (1- 1)	2	1	1	1	1	1	1	1

今回

材 料 内 訳 表

NO	区分	鋼製加工品	その他	同 左					
		中継端子箱取付用鋼材	引込開閉器箱	中継端子箱					
		SUS 80A	W300×H800×D200	W300×H400×D160					
		式	面	面					
1001	電気設備		1						
1002	電気設備			1					
1010	電気設備	1							
(3/3)	ZHK (1- 3)	1	1	1					

No	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
1001	200V引込点	引込開閉器箱	600v-CE 14 sq - 3 c 端末屋外 x 2	P&D		
				RACK		
				CP	6.1	(5.2)+ 0.2 + (0.2)+ (0.5)
			FEP			
			CP			
			G 36 mm	露出	5.6	(5.2)+ 0.2 + (0.2)
埋込						
1002	引込開閉器箱	排水ポンプ制御盤	600v-CE 14 sq - 3 c 端末屋外 x 2	P&D		
				RACK		
				CP	2.5	(0.5)+ (0.8)+ 0.5 + (0.2)+ (0.5)
			FEP			
			CP			
			G 36 mm	露出	1.5	(0.8)+ 0.5 + (0.2)
埋込						
1003	引込開閉器箱	排水ポンプ制御盤	IE 5.5 sq	P&D		
				RACK		
				CP	2.5	(0.5)+ (0.8)+ 0.5 + (0.2)+ (0.5)
			FEP			
			CP			
			露出			
埋込						
1004	排水ポンプ制御盤	排水ポンプ	600v-CE 14 sq - 4 c 端末屋外 x 2	P&D		
				RACK		
				CP	1.2	(0.5)+ (0.5)+ (0.2)
			FEP	40.8	(0.5)+ 2.0 + 37.0 + (0.8)+ (0.5)	
			CP			
			G 36 mm	露出	0.5	(0.5)
埋込	0.2	(0.2)				
1005	排水ポンプ制御盤	排水ポンプ		P&D		
				RACK		
				CP		
			FEP			
			CP			
			FEP 40 mm	露出		
埋込	41.1	(0.5)+ 2.0 + 37.0 + (0.8)+ (0.4)+ 0.4				

(撤去)据付工集計表

機器名称	形状	単位	数量	技術者		電工		技術者単体調整				歩掛 ページ	機器重量(t)		備考
				単位工量	工量	単位工量	工量	単位工量	工量	単位工量	工量		単位重量	重量	
排水ポンプ制御盤	鋼板製屋外装柱形 W600*H1400*D300	面	1												現場操作盤8
計 (S-201)															

#印は再使用しない撤去なので技術者を電工に読み替える

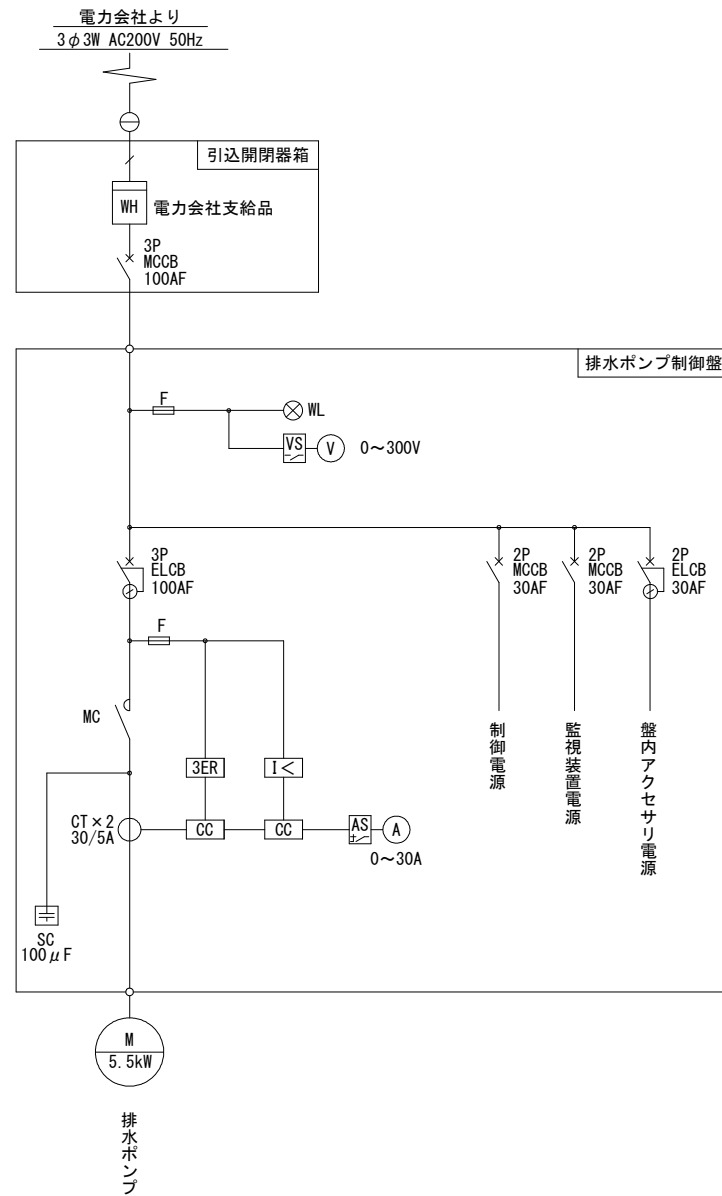
撤去 (1/ 1)

拾い出し根拠表

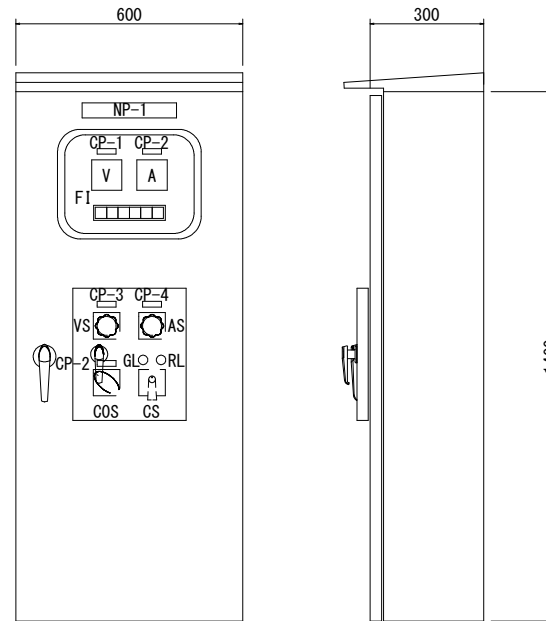
No	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
R 1001	200V引込点	排水ポンプ制御盤	600v-CV 8 sq - 3 c	P&D		
				RACK		
				CP	6.8	(5.7)+ 0.4 + (0.2)+ (0.5)
				FEP		
			PE 28 mm	露出	6.3	(5.7)+ 0.4 + (0.2)
				埋込		
R 1004	排水ポンプ制御盤	排水ポンプ	600v-CV 8 sq - 4 c	P&D		
				RACK		
				CP	1.0	(0.5)+ (0.5)
				FEP	40.9	(0.6)+ 2.0 + 37.0 + (0.8)+ (0.5)
			PE 54 mm	露出	0.5	(0.5)
				埋込		
R 1005	排水ポンプ制御盤	排水ポンプ		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
			FEP 50 mm	露出		
				埋込	41.4	(0.6)+ 2.0 + 37.0 + (0.8)+ (0.4)+ 0.6
R 1006	排水ポンプ制御盤	フリクトレベルスイッチ×2	CVV 2 sq - 2 c x 2	P&D		
				RACK		
				CP	1.2	(0.5)+ (0.5)+ (0.2)
				FEP	40.8	(0.5)+ 2.0 + 37.0 + (0.8)+ (0.5)
				露出		
				埋込		
R 1008	排水ポンプ制御盤	D種接地極	IV 5.5 sq	P&D		
				RACK		
				CP	2.4	(0.5)+ (0.5)+ (0.6)+ 0.8
				FEP		
			VE 16 mm	露出	1.1	(0.5)+ (0.6)
				埋込		

盤外形・単線結線図

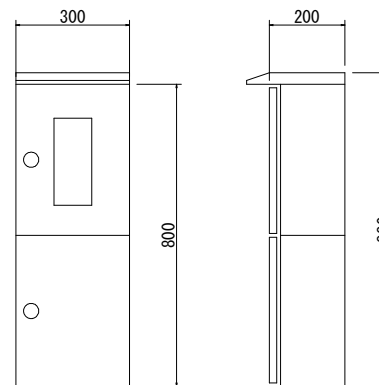
S=1:20



単線結線図
S-Free



排水ポンプ制御盤外形図
S=1:20



引込開閉器箱外形図
S=1:20

記号	名称	備考
NP-1	排水ポンプ制御盤	
CP-1	受電電圧	
CP-2	排水ポンプ	
CP-3	電圧計電圧切換スイッチ	
CP-4	電流計電流切換スイッチ	
VS	切, R-S, S-T, T-R, 切	
AS	切-R-S-T-切	
COS	手動-自動	
CS	停止-運転	

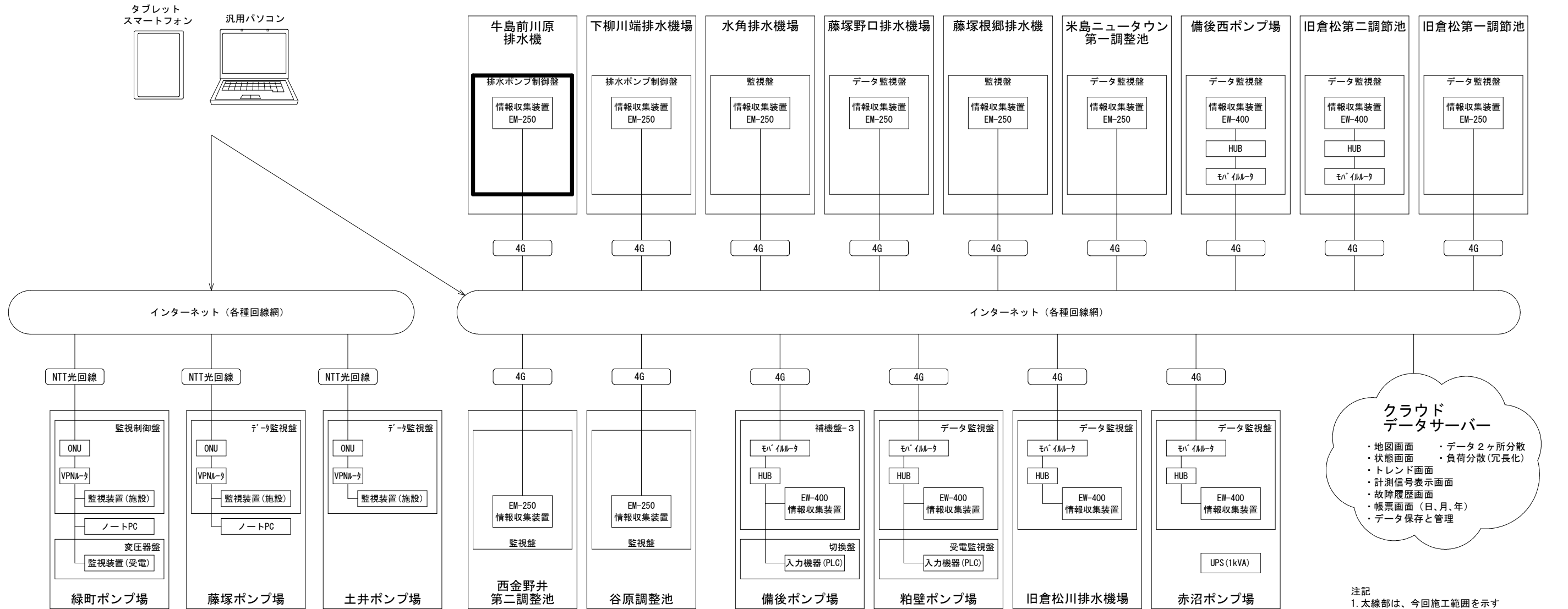
FI					
200V 受電	排水ポンプ 過負荷	排水ポンプ 地絡	排水ポンプ 電動機過熱	ポンプ井 水位高	予備
W	R	R	R	R	R

図面サイズ A3

工事名称	牛島前川原排水機制御盤更新工事			
施設名	牛島前川原排水機			
工事場所	春日部市牛島地内			
図名	盤外形・単線結線図			
縮尺	図示	図面番号	1/6	
春日部市役所 建設部 河川課				

監視システム構成図

S=Free

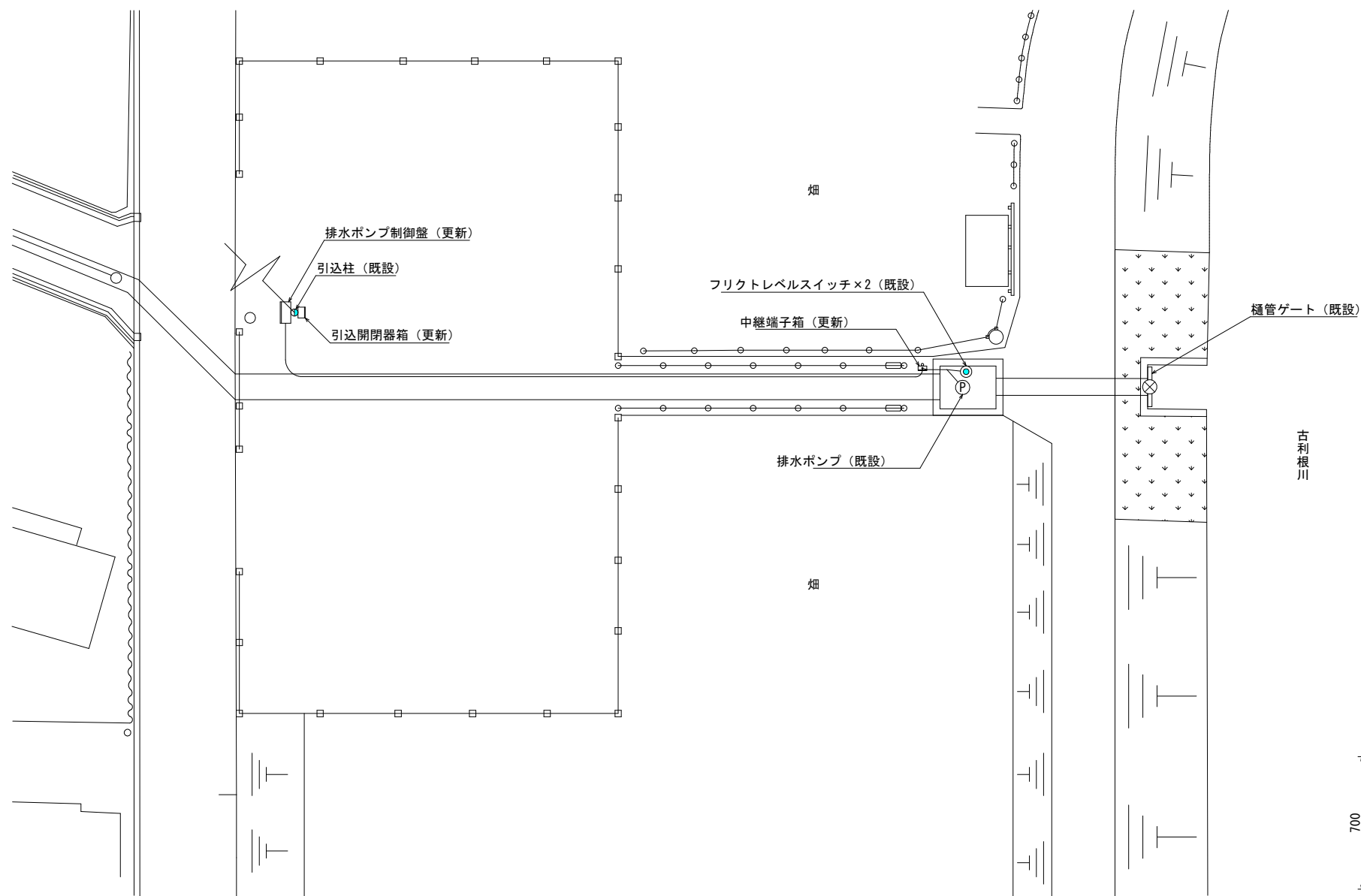


図面サイズ A3

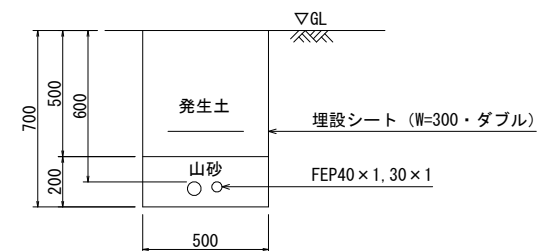
工事名称	牛島前川原排水機制御盤更新工事			
施設名	牛島前川原排水機			
工事場所	春日部市牛島地内			
図名	監視システム構成図			
縮尺	図示	図面番号	2/6	
春日部市役所 建設部 河川課				

電気設備据付平面図

S=Free



埋設電路断面図
S=1:30



図面サイズ A3

配線表

記号	自 名称	至 記号 名称	配線仕様 種別・サイズ・芯数・本数	接地線	電線管	電路	備考
	200V引込点	引込開閉器箱	600V CE 14sq-3c		G36		
	引込開閉器箱	排水ポンプ制御盤	600V CE 14sq-3c	IE 5.5sq	G36		
	排水ポンプ制御盤	排水ポンプ	600V CE 14sq-4c、ポンプ専用ケーブル (既設再使用)		G36	FEP40	※1
	"	フリクトレベルスイッチ×2	CEE 2sq-4c、フリクトレベルスイッチ専用ケーブル×2 (既設再使用)		G22	FEP30	
	"	D種接地極	IE 5.5sq		HIVE16		

※1. 中継端子箱にて工事ケーブルと専用ケーブルを接続。

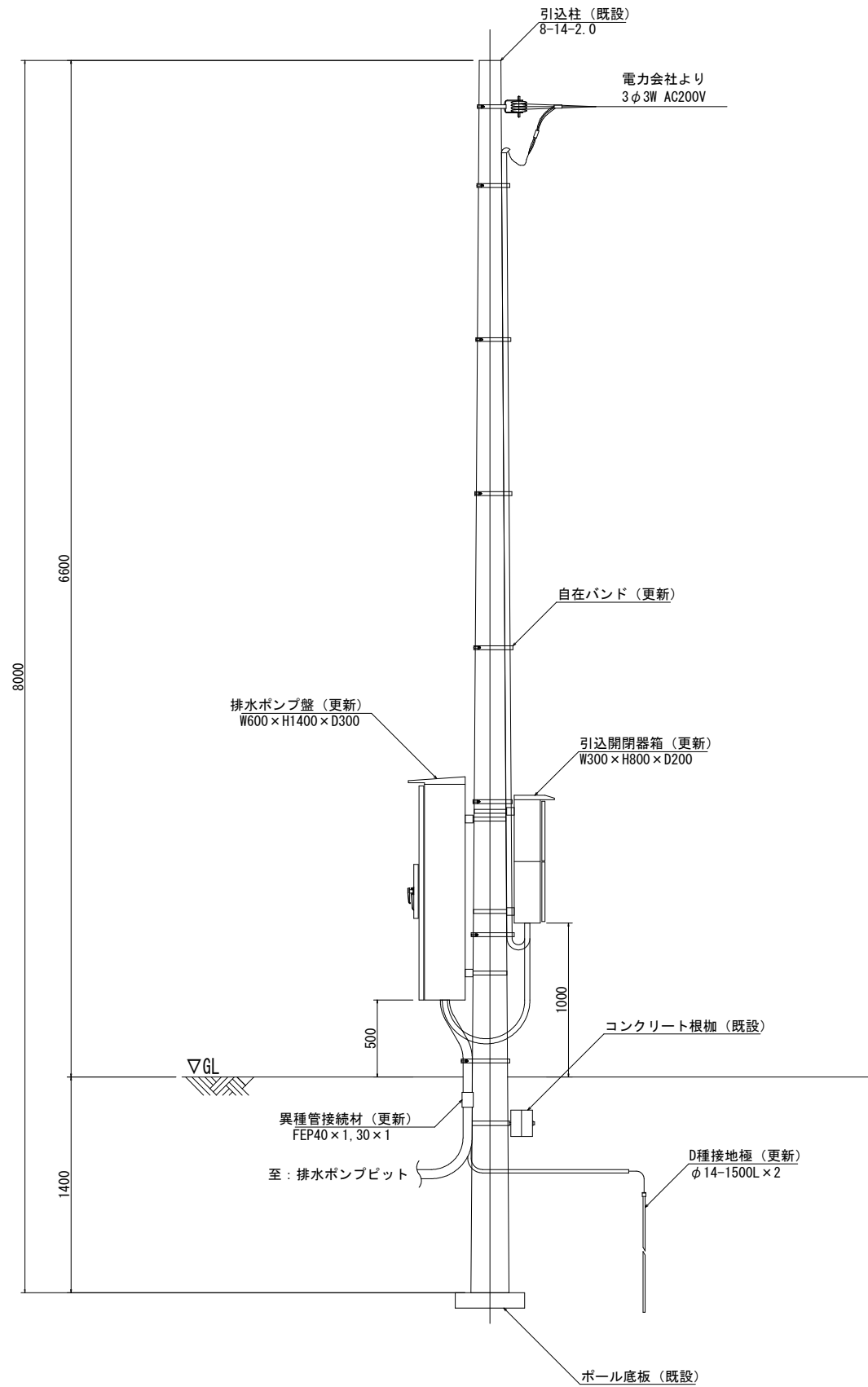
工事名称	牛島前川原排水機制御盤更新工事		
施設名	牛島前川原排水機		
工事場所	春日部市牛島地内		
図名	電気設備据付平面図		
縮尺	図示	図面番号	3/6

春日部市役所 建設部 河川課

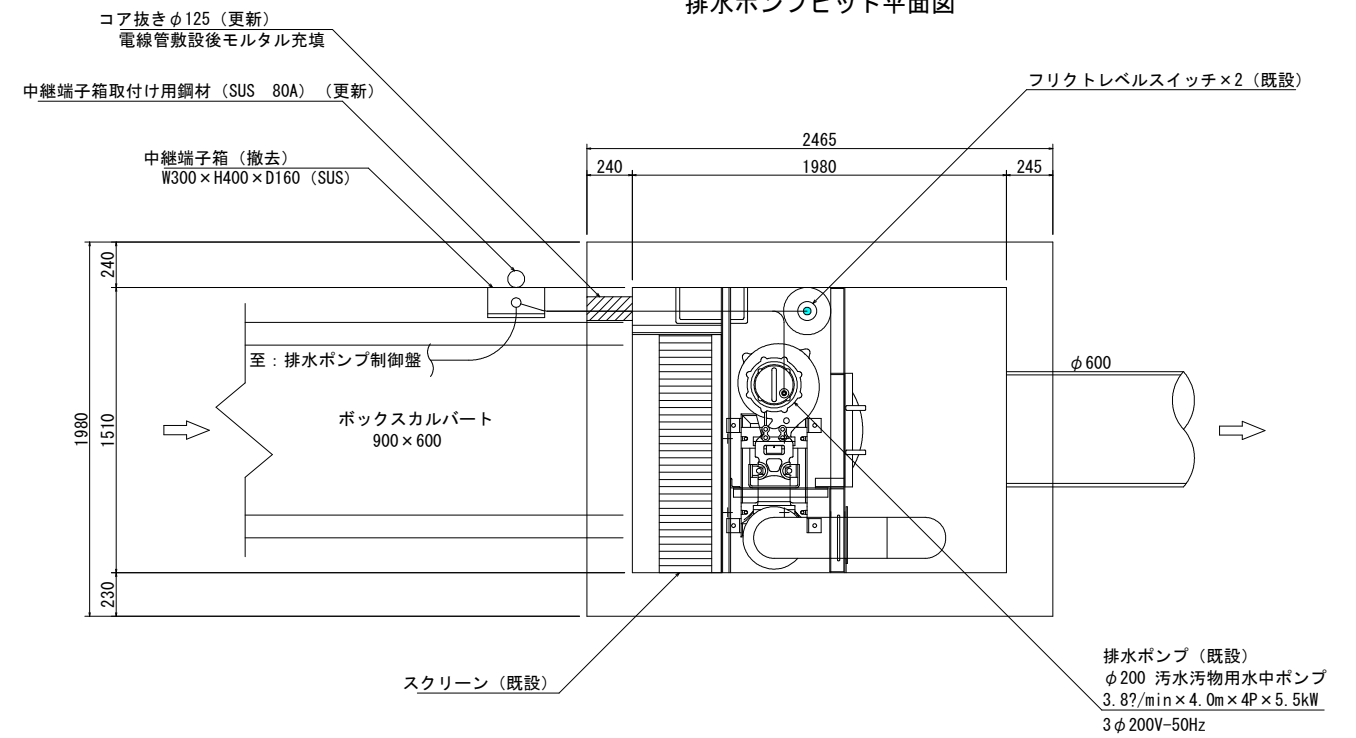
電気設備据付図

S=1:40

引込装柱図



排水ポンプピット平面図



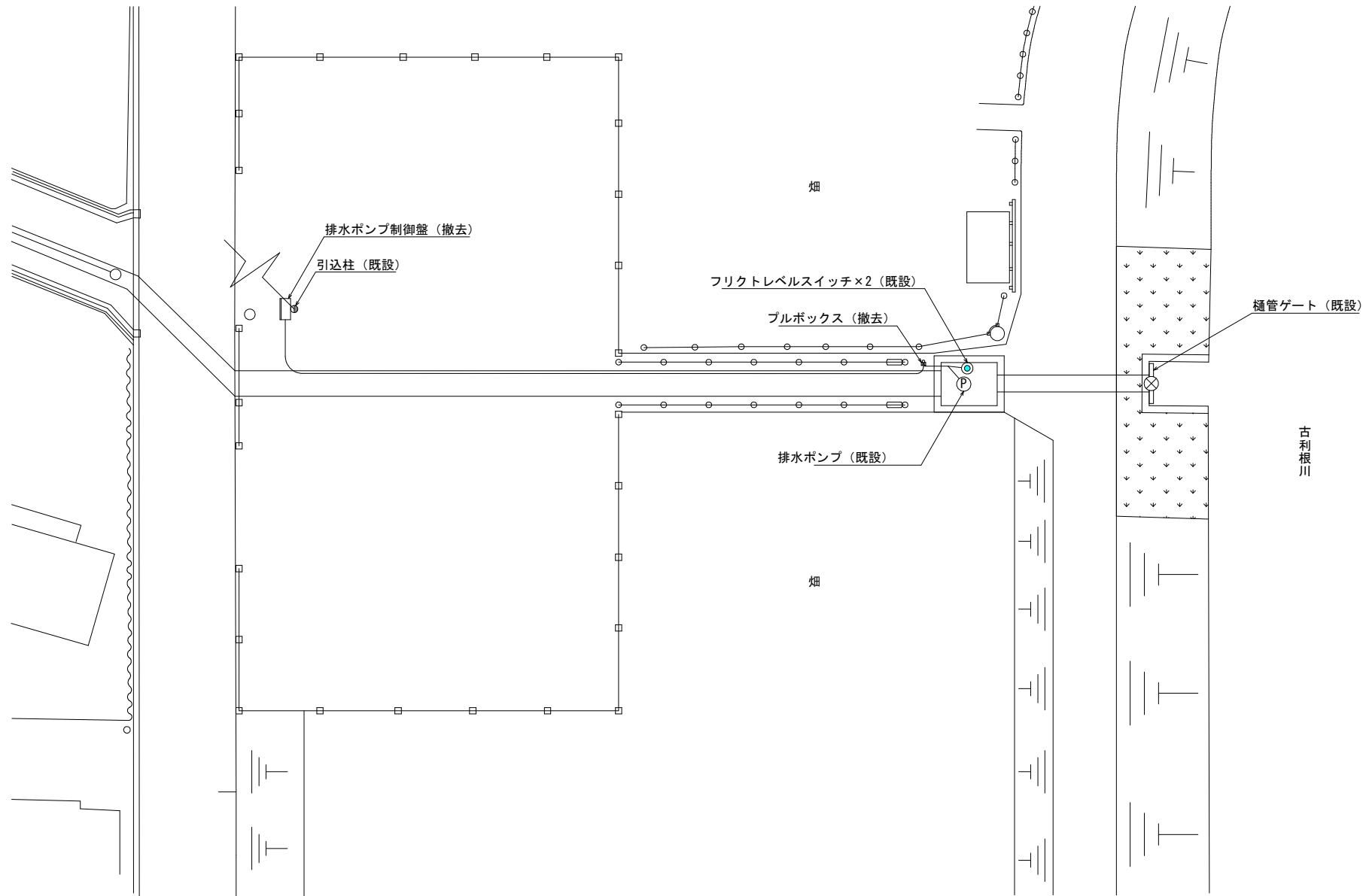
図面サイズ A3

工事名称	牛島前川原排水機制御盤更新工事		
施設名	牛島前川原排水機		
工事場所	春日部市牛島地内		
図名	電気設備据付図		
縮尺	1/40	図面番号	4/6

春日部市役所 建設部 河川課

電気設備撤去平面図

S=Free



図面サイズ A3

配線表

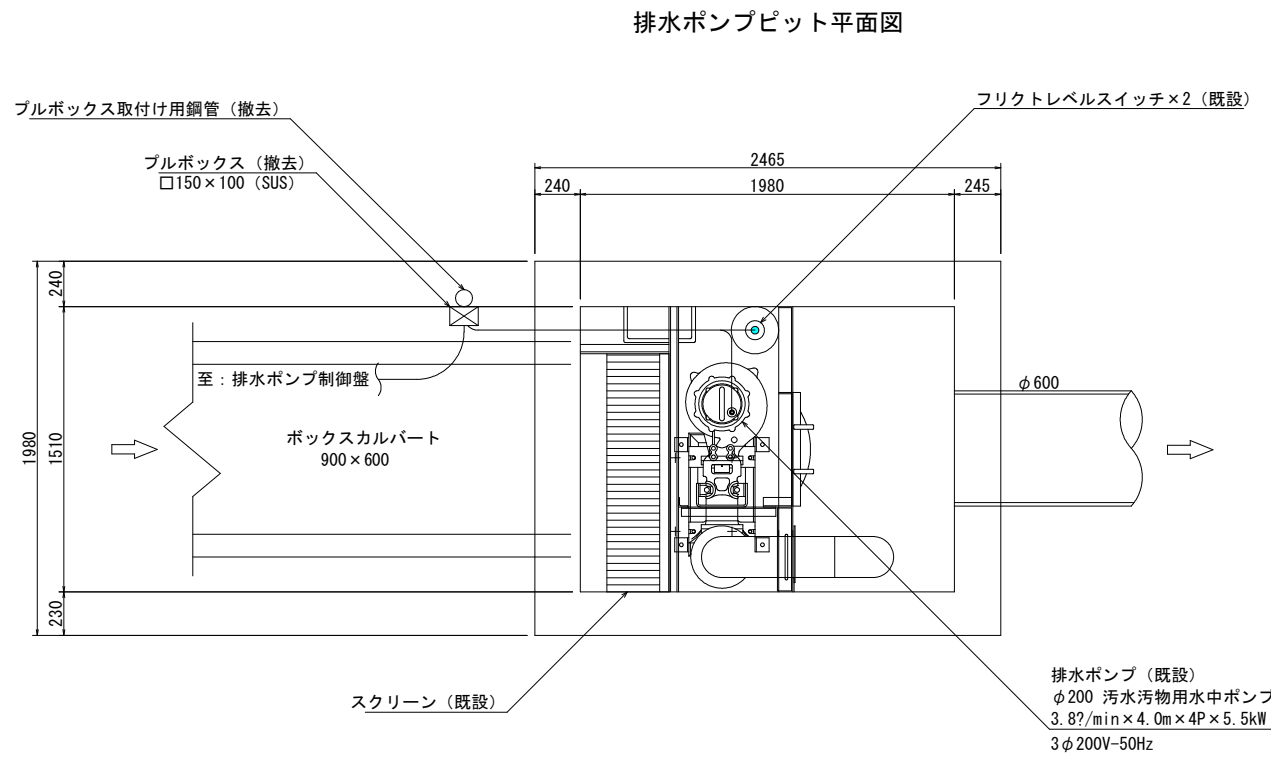
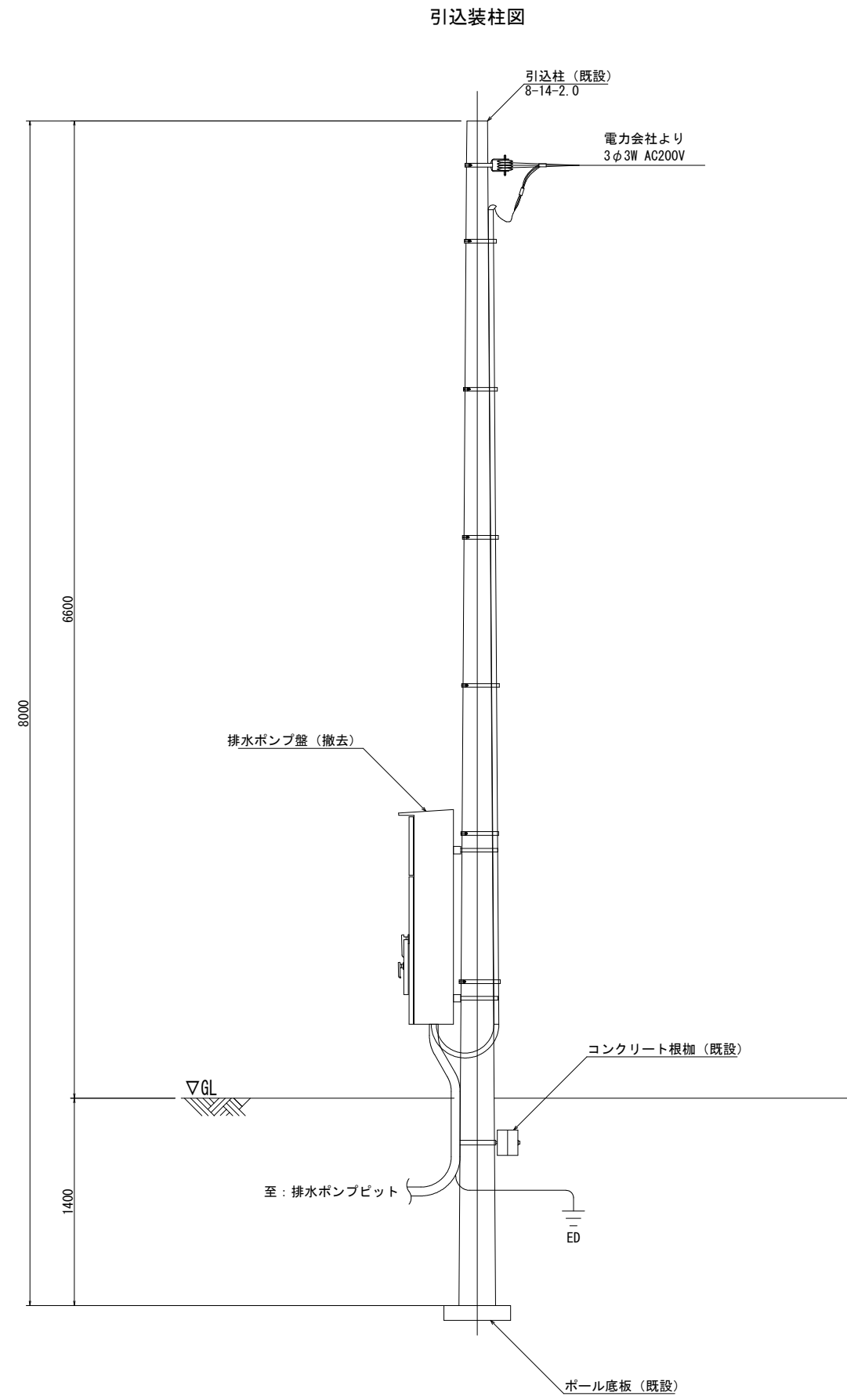
記号	自		至		配線仕様 種別・サイズ・芯数・本数	接地線	電線管	電路	備考
	名称	記号	名称	記号					
	200V引込点		排水ポンプ制御盤		600V CV 8sq-3c		PE28		
	排水ポンプ制御盤		排水ポンプ		600V CV 8sq-4c、ポンプ専用ケーブル (既設再使用)		PE54	FEP50	※1
	"		フリクトレベルスイッチ×2		CVV 2sq-2c×2、フリクトレベルスイッチ専用ケーブル×2 (既設再使用)		VE16		
	"		D種接地極		IV 5.5sq				

※1. ポンプ槽直近のプルボックスにて工事ケーブルと専用ケーブルを接続。

工事名称	牛島前川原排水機制御盤更新工事			
施設名	牛島前川原排水機			
工事場所	春日部市牛島地内			
図名	電気設備撤去平面図			
縮尺	図示	図面番号	5/6	
春日部市役所 建設部 河川課				

電気設備撤去図

S=1:40



図面サイズ A3

工事名称	牛島前川原排水機制御盤更新工事		
施設名	牛島前川原排水機		
工事場所	春日部市牛島地内		
図名	電気設備撤去図		
縮尺	1/40	図面番号	6/6
春日部市役所 建設部 河川課			